

目黒区工事請負指名競争入札参加業者指名基準

平成2年3月16日付け目総経第741号決定

(目的)

第1条 この基準は、目黒区契約事務規則第34条及び第36条の規定に基づき、区が発注する工事請負契約に係る指名競争入札の参加者(以下「入札参加者」という。)を指名するに当たり、必要な事項を定め、透明性、競争性及び公正性を確保した契約を締結することを目的とする。

(指名の判断事項)

第2条 入札参加者の指名に当たっては、区が発注しようとする工事請負契約(以下「発注工事」という。)の予定価格に応じて次に掲げる事項を総合的に考慮して行うものとする。

- (1) 経営及び信用の状況
- (2) 不誠実な行為の有無
- (3) 指名及び受注の状況
- (4) 官公庁工事等の実績
- (5) 既発注工事の施工状況
- (6) 発注工事における地理的条件
- (7) 発注工事の内容に適した専門性及び技術的適性
- (8) 発注工事に対する施工能力
- (9) 建設業法に基づく資格要件の適否

(指名の方法)

第3条 入札参加者の指名に当たっては、発注工事の予定価格に応じ、別表1に定める工事の種別ごとの発注標準金額に対応する等級に属する者のうちから指名する。ただし、順位格付業種については、発注契約の予定価格に応じ、順位が概ね上位、中位又は下位にある者のうちから指名する。

2 契約担当者は、前項の規定により入札参加者を指名するに当たり、次の各号のいずれかに該当する者を優先して指名することができる。

- (1) 指名競争入札参加者の選定に係る区内業者の認定基準(平成16年9月7日付け目総契第592号)に定める区内業者(以下「区内業者」という。)
- (2) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に定める中小企業者に該当する者
- (3) 過去において、区を相手方とする当該発注工事と同種かつ同規模程度以上の契約を履行した者で、工事成績評定による評定結果が優秀な者

(直近上位又は直近下位の等級に属する者の指名)

第4条 契約担当者は、次の各号のいずれかに該当する場合において、必要と認めるときは、前条第1項の規定にかかわらず、第1号及び第2号の場合にあっては当該等級の直

近上位又は直近下位の等級に属する者のうちから、第3号の場合にあっては直近上位の等級に属する者のうちから、第4号の場合にあっては直近下位の等級に属する者のうちから指名することができる。

- (1) 区内業者を指名するとき
- (2) 当該等級に属する者が指名しようとする者の総数に満たないとき又は当該等級に属する者がいないとき。
- (3) 発注工事の予定価格が当該等級に対応する発注標準金額の上限と同額のととき又はこれに近い額であるとき。
- (4) 発注工事の予定価格が当該等級に対応する発注標準金額の下限と同額のととき又はこれに近い額であるとき。

(上位等級に属する者の指名)

第5条 契約担当者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第3条第1項及び前条の規定にかかわらず、同条の規定による等級より上位の等級に属する者を指名することができる。

- (1) 区内業者を指名するとき。
- (2) 発注工事が特に緊急を要する工事であるとき。
- (3) 発注工事が性質又は目的により高度の技術を要する工事又は施工上相当の困難を伴う工事であるとき。
- (4) 発注工事が目黒区以外の地域で施工される工事であるとき。

(指名の制限)

第6条 契約担当者は、次の各号のいずれかに該当する者を指名することができない。

- (1) 不誠実な行為がある者
 - ア 指名停止又は入札参加除外措置期間中であるなど指名から除外する期間中である者
 - イ 工事請負契約書に基づく区職員の指示等に従わないことなど契約の履行が不誠実である者
 - ウ 区が発注する工事請負契約に関して下請け契約関係が不適切であることが明確である者
 - エ その他不誠実な行為が認められる者
- (2) 経営状況が著しく不健全である者
- (3) 同時期に別の発注工事に指名を予定している者。ただし、同時期の発注工事数に比して指名することのできる者の少ない場合には、この限りでない。
- (4) 同一の発注工事において、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合を指名した場合の当該事業協同組合の構成員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、指名することが不適当と認められる者

(指名業者数)

第7条 指名競争入札における指名業者数は、別表2のとおりとする。ただし、契約担当者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、指名業者数を増加又は減じて指名することができる。

(1) 指名業者数を増加できる場合

希望確認型指名競争入札において希望業者が別表2に規定する指名業者数を超えたとき。

(2) 指名業者数を減じることができる場合

ア 高度の技術を要する工事

イ 目黒区以外の地域で施工される工事

ウ 希望確認型指名競争入札において希望業者が別表2に規定する指名業者数に満たないとき。

エ 発注工事の性質又は目的により別表2に規定する指名業者数を指名することができないとき。

(業者選定に係る協議)

第8条 契約締結請求主管課において業者選定に係る事項を決定する場合は、あらかじめ契約担当課長に協議しなければならない。

付 則

1 この定めは平成2年4月1日から適用する。

2 適用以前の定めに基づき選定、指名した者は、従前の例による。

付 則(平成11年4月1日付け目総契第10号)

この基準は平成11年4月1日から適用する。

付 則(平成17年8月31日付け目総契第540号)

この基準は平成17年8月31日から適用する。

付 則(平成23年8月22日付け目総契第4085号)

この基準は平成23年8月29日から適用する。

別表 1 (第 3 条関係) 発注標準金額に対応する等級

ア 土木工事 (道路舗装工事、橋りょう工事、河川工事、水道施設工事、下水道工事及び一般土木工事)

| 等級 | 発注標準金額 | |
|----|--------------|--------------|
| A | 6 0 0 0 万円以上 | |
| B | 2 0 0 0 万円以上 | 6 0 0 0 万円未満 |
| C | 1 0 0 0 万円以上 | 2 0 0 0 万円未満 |
| D | 5 0 0 万円以上 | 1 0 0 0 万円未満 |
| E | 5 0 0 万円未満 | |

イ 建築工事

| 等級 | 発注標準金額 | |
|----|--------------|--------------|
| A | 7 0 0 0 万円以上 | |
| B | 3 0 0 0 万円以上 | 7 0 0 0 万円未満 |
| C | 1 0 0 0 万円以上 | 3 0 0 0 万円未満 |
| D | 3 0 0 万円以上 | 1 0 0 0 万円未満 |
| E | 3 0 0 万円未満 | |

ウ 設備工事 (電気工事、給排水衛生工事、空調工事)

| 等級 | 発注標準金額 | |
|----|--------------|--------------|
| A | 2 0 0 0 万円以上 | |
| B | 1 0 0 0 万円以上 | 2 0 0 0 万円未満 |
| C | 3 0 0 万円以上 | 1 0 0 0 万円未満 |
| D | 3 0 0 万円未満 | |

別表 2 (第 7 条関係)

| 予定価格 | | 業者数 |
|--------------|--------------|-------------|
| 3 0 0 0 万円以上 | | 1 0 ~ 1 2 社 |
| 1 0 0 0 万円以上 | 3 0 0 0 万円未満 | 8 ~ 1 0 社 |
| 3 0 0 万円以上 | 1 0 0 0 万円未満 | 6 ~ 8 社 |
| 3 0 0 万円未満 | | 5 ~ 6 社 |